

地方分権改革の推進における重点項目

令和3年11月 全国知事会

1 国と地方の協議の場の充実

- 国と全国知事会が率直に意見交換し、協働して政策形成を行う基盤となる議論ができる場を設けるとともに、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設けるなど、国と地方が実質的に協議を行う仕組みを強化すること。

2 国と地方の役割分担の見直し

- 新型コロナウイルス感染症対策に限らず、あらゆる施策において、適切なガバナンススコープ（ガバナンスを効果的に発揮し得る範囲）に応じた、適切な責任・権限に基づく資源の配分の見直しを行うこと。

3 計画策定等の見直し

- 法令等により定められる計画策定等については、制度的な課題として検討を進め、計画策定等を規定する法令の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを行うこと。